

令和8年4月27日

保護者様

荒川区立第一中学校長
小柴 憲一

教職員の教室等への私物スマートフォン持ち込みの原則禁止について

このことについて、8荒教指第247号をもって荒川区教育長より通知がありました。背景として、4月20日に大田区の教員が17年間にもわたり児童を盗撮していたという事件、昨年度の盗撮画像が複数の教員で共有されていた事件があげられます。

荒川区教育委員会としては、もはや「対岸の火事ではない」という強い危機感をもっており、疑念を抱く余地を物理的に排除するため以下のような通知内容となりました。

本校では、すでに私物の通信機能のある機器による撮影は禁止とし、教職員もそのことに従っており、校長としては教職員が校内規定を順守していると評価していたところですが、今後は教育長通知に従い教職員を指導してまいりますのでお知らせいたします。

1 対象の機器

教職員の私物スマートフォン、スマートウォッチ、その他撮影・録音機能を備えた一切の私物情報端末

2 持ち込み禁止場所

教室、体育館、更衣室、トイレ、プール、特別教室など、幼児・児童・生徒が活動するすべての場所

3 公用端末の活用

授業でのストップウォッチ機能、学習活動の記録（写真・動画撮影）、校務連絡等が必要な場合は、必ず学校が貸与・管理する公用のタブレットPCやデジタルカメラ等を使用すること。

4 緊急連絡体制の整備

教室等での活動中に生じた緊急の連絡については、公用端末のGoogle Chat等の連絡ツールを活用すること。

5 例外措置

校外学習や部活動、家族の病気などを含め、子どもたちの安全確保や私的にやむを得ず、どうしても個人のスマートフォンによる連絡手段が必要な場面は、管理職の許可のもと携行してもよい。

以上のとおりですので、通常は教職員が私物のスマートフォン等を校内で所持していることはありませんが、「5 例外措置」のような場合は携行しておりますので、ご理解いただきたく存じます。

【担当】荒川区立第一中学校 副校長 小林 美帆
TEL：03-3891-8354